

## 子ども・子育て支援新制度に向けて新たに定める基準等の主な論点について

### 1 基本的な考え方

盛岡市が条例で定める基準については、国が示す基準を基本とし、保育の質を確保するために必要と判断される基準等については、国の基準に上乘せを行うことを考えています。

条例で定める基準は、国が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に沿って定めるべきことが法律で義務付けられています。国の基準は、政省令で定められることとされておりますが、平成26年2月17日現在、政省令が公布されておらず、案文も提示されておられません。本来は、国の基準確定後に盛岡市の基準をどうすべきかを検討すべきものですが、現時点では、直近の国の子ども・子育て会議の資料における各種の基準案をもとに検討を行うこととなります。

#### 【参考】「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

基準区分	従うべき基準	参酌すべき基準
説明	条例で必ず適合しなければならない基準。ただし、地域の実情に応じて、基準を上回る定めは許容される。	地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。

#### ■ 事業ごとの「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の例

基準区分	従うべき基準	参酌すべき基準
幼保連携型認定こども園	①学級の編制，配置するべき園長・保育教諭・その他の職員，その員数 ②保育室の床面積その他の設備に関する事項であって，子どもの健全な発達に密接に関連するもの ③運営に関する事項であって，子どもの適切な処遇の確保，秘密の保持，子どもの健全な発達に密接に関連するもの	左記「従うべき基準」以外の事項
地域型保育	・職員の資格・員数 ・乳幼児の適切な処遇の確保，安全の確保，秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの	左記以外のもの ※保育所と異なり，保育室及びその面積（面積基準）は参酌すべき基準とされる
放課後児童	・従事する者（要件） ・員数	・児童の集団の規模 ・施設・設備 ・開所日数 ・開所時間 その他

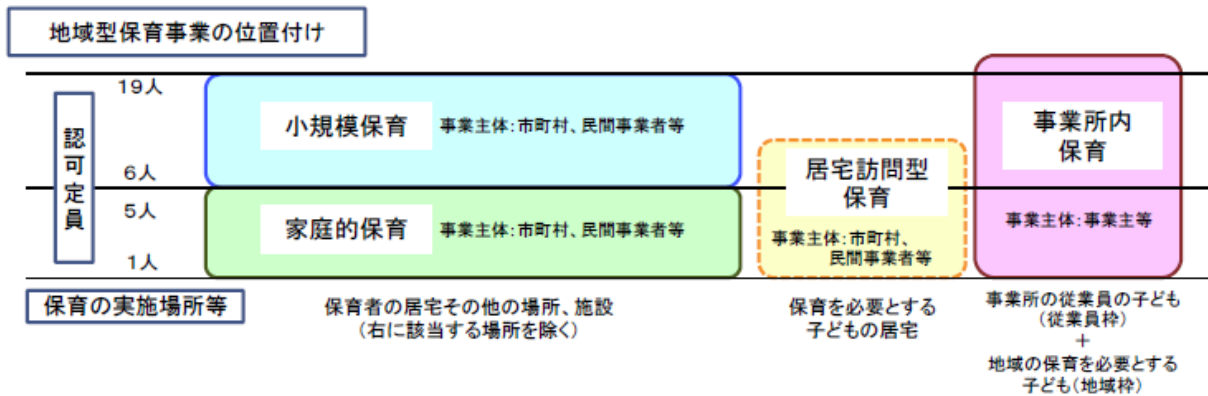
## (1) 幼保連携型認定こども園の認可基準

幼稚園	保育所（現行市条例）	国基準案
学級数に応じた 園舎全体の面積基準 1学級：180㎡ 2学級：320㎡ 3学級以上： 1学級につき100㎡増	居室の面積基準 乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。）は幼稚園基準を満たすこと。（※既存の保育所からの移行特例あり。）</li> <li>各居室の面積は保育所基準【乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室：1.98㎡/人】を満たすこと。（※既存の幼稚園からの移行特例あり。）</li> </ul>

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
<b>【新設】のパターン</b> 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈学級編制・職員配置基準〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。</li> <li>※具体的な職員配置基準は、公道価格の議論において検討。</li> </ul> </li> <li>〈園長等の資格〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li> <li>ただし、これと同等の資質を有する者も認める。（設置者が判断する際の指針を示す）</li> </ul> </li> <li>〈園舎・保育室等の面積〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）</li> <li>居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）</li> </ul> </li> <li>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉※名称は「園庭」とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①満2歳の子どもの保育所基準（3.3㎡/人）</li> <li>②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方</li> </ul> </li> <li>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</li> </ul> </li> <li>〈食事の提供、調理室の設置〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども（1号子どもへの提供は園の判断）。</li> <li>原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</li> </ul> </li> </ul>

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
<b>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</b> 既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</li> <li>確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</li> <li>施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈園舎面積〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。</li> <li>幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。</li> </ul> </li> <li>〈園庭の設置・面積〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。</li> <li>幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。</li> </ul> </li> <li>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉               <ul style="list-style-type: none"> <li>満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地の算入可。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</b> 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準）</li> </ul>

(2) 地域型保育事業の認可基準



<主な認可基準>

	保育所	小規模保育事業			
		A型	B型	C型	
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	処遇等	給食 自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。  
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。  
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

□ 保育の基準比較 (認可保育所と小規模保育事業A型の主な相違点)

	保育所 (現行市条例)	小規模保育事業A型
職員数	0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1	保育所認可基準+1名
資格	保育士	保育士
保育室等 (0歳・1歳児)	乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人	1人当たり 3.30㎡ 【参酌基準】
給食	調理室	調理設備

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準

放課後児童クラブガイドライン	専門委員会報告書
<p><b>職員体制</b></p> <p>放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。</p>	<p><b>1. 従事する者【従うべき基準】</b></p> <p>○ 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条第 2 項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。</p> <p><b>2. 員数【従うべき基準】</b></p> <p>○ 職員は 2 人以上配置することとし、うち 1 人以上は有資格者とするのが適当。</p>
<p><b>規模</b></p> <p>集団の規模については、おおむね 40 人程度までとすることが望ましい。また、1 放課後児童クラブの規模については、最大 70 人までとすること。</p>	<p><b>3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】</b></p> <p>○ 児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当。</p>
<p><b>施設・設備</b></p> <p>(1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p> <p>(2) 子どもが生活するスペースについては児童 1 人あたりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。</p> <p>(3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。</p>	<p><b>4. 施設・設備【参酌すべき基準】</b></p> <p>○ 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童 1 人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」とすることが適当。</p>
<p><b>開所日・開所時間</b></p> <p>開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて 8 時間以上開所すること。なお、新 1 年生については、保育所との連続を考慮し、4 月 1 日より受け入れること。</p>	<p><b>5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】</b></p> <p>○ 開所日数については、年間 250 日以上を原則とし、開所時間については、平日につき 1 日 3 時間以上、休日につき 1 日 8 時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。</p>
<p>放課後児童指導員の役割／保護者への支援・連携／学校との連携／関係機関・地域との連携／安全対策／特に配慮を必要とする児童への対応／事業内容等の向上について／利用者への情報提供等／要望・苦情への対応</p>	<p><b>6. その他の基準【参酌すべき基準】</b></p> <p>○ 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。</p>

#### (4) 給付対象として確認を受ける施設・地域型保育事業の運営基準

・確認制度における運営基準について

○ 教育・保育施設，地域型保育事業は，

- ①学校教育法，児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
- ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。

○ このうち，運営基準については，国が定める基準（内閣府令）を踏まえ，市町村が条例として策定する必要がある。

・運営基準の主な検討項目

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明，同意，契約</li> <li>・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認，支給認定申請の援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領，保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの心身の状況の把握</li> <li>・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）</li> <li>・連携施設との連携（地域型保育事業のみ）</li> <li>・利用者負担の徴収（実費徴収，上乘せ徴収を含む）</li> <li>・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針，職員の職種，員数等の重要事項を定めた運営規程の策定，掲示</li> <li>・秘密保持，個人情報保護</li> <li>・非常災害対策，衛生管理</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価（自己評価，学校関係者評価，第三者評価）</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計処理（会計処理基準，区分経理，使途制限等）</li> <li>・記録の整備</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</li> </ul>

## (5) 保育の必要性の認定基準

### ① 保育の必要性の認定に係る「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

### 【参考】現在の盛岡市の条例

#### 盛岡市保育所における保育に関する条例

##### (保育所における保育の基準)

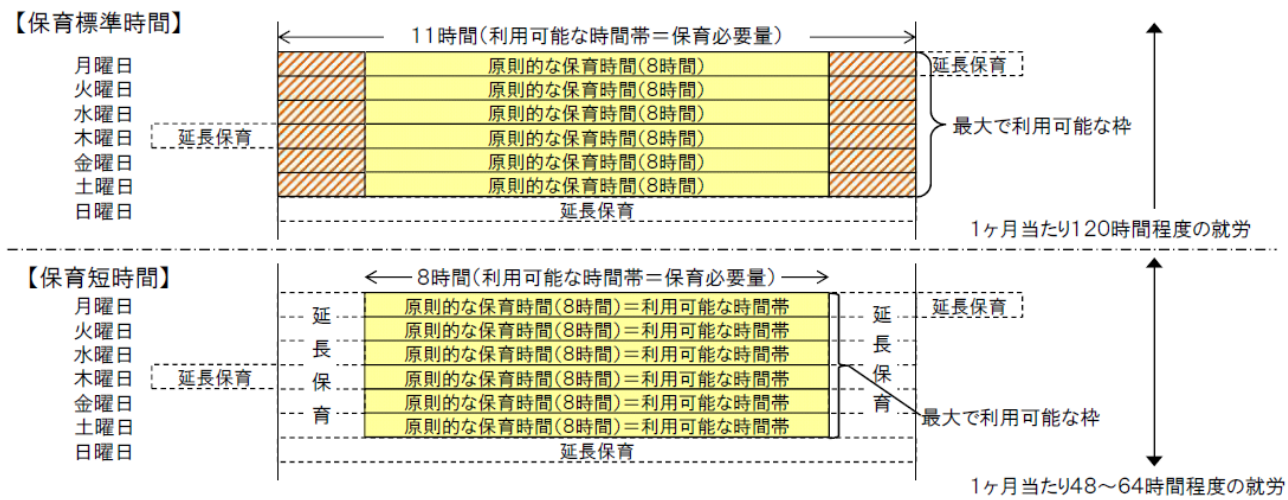
第2条 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあると市長が認める状態にあること。

② 区分，保育必要量について

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



③ 保育所を利用できる保護者の就労時間の下限について

現行の取扱基準	新制度
月 60 時間 (1日4時間以上×月15日以上)	月 48～64 時間の範囲で 市町村が定める